第4回農業特定技能協議会運営委員会 (議事要旨)

日 時:令和2年1月10日(金) 10時30分~11時45分

場 所:農林水産省 経営局第2会議室

出席者:

1. 構成員

【制度所管省庁】

出入国在留管理庁 在留管理支援部 特定技能企画室 次長	川畑	豊隆
出入国在留管理庁 在留管理支援部 特定技能企画室 法務専門官	向原	裕司
出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課 法務専門官	財津	依人
警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 組織犯罪対策企画課 課長補佐	新井	靖久
外務省 領事局 外国人課 交渉官	井澤	幹生
厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課 海外人材受入就労対策室 室長補佐	吉村	亮

【事業所管省庁】

農林水産省	生產局	園芸作物課 野菜調整官	山本	隆司
農林水産省	生産局	畜産部 畜産企画課 課長補佐	飯野	昌朗
農林水産省	経営局	就農・女性課 課長	横田	美香

【特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人 日本農業法人協会 参事

全国農業協同組合中央会 営農・くらし支援部 営農担い手支援課 課長 中村 義則

中澤 秀樹

一般社団法人 全国農業会議所 農政・経営対策部 部長 砂田 嘉彦

議事要旨:

冒頭、農林水産省より以下の旨の開会のあいさつがあった。

- ・特定技能制度が昨年4月から始まり、受入数が順次増えてきているが、農業現場では未だに不 安の声があるところ。
- ・試験については、フィリピンで実施中、カンボジア・インドネシアは1月から実施するところだが、その他の国では、MOCを締結していても相手国の手続が整備されていないことから、スムーズに実施が出来ないような状況。農業現場での人手不足は深刻であるので、良い形で受入れが進むようにしていきたい。
- ・来年度予算については、当初の想定よりも受入れがスローペースであることから限られた予算 となっており、その中で円滑な受入れに向けて試験の実施や説明会の実施への支援を行うこと としている。
- ・特定技能制度についても2年で見直しとなっていることもあり、現場の状況や課題についてま

とめることで、いい方向に制度が見直すことが出来ればと考える。

1. 特定技能制度の現状等について

- 〇出入国在留管理庁特定技能企画室から特定技能外国人の受入状況(資料1)と特定技能に関する二国間の協力覚書(MOC)について資料2及び口頭にて説明があった。
 - ・ベトナムについては、MOCは署名済みであるものの、ベトナム国内の送出し手続の整備が未了となっている。ベトナム政府が送出機関の認定を行い、そのリストが共有されることとなっているが、現時点でそのリストは届いていない。そのような状況であるので先方政府は試験を実施する状況に至っていないとの認識。そのため、入管庁から引き続き早く国内手続きを整備するようお願いしている。ベトナム人の申請については日本の法令に基づき、特段問題がなければ許可を出しており、実際にベトナム人の特定技能での受入れは行われている。
 - ・インドネシアについては、すでに国内手続きも整備されており、試験実施も出来る状況にある。また、特定技能制度では送り出し機関を介入させないとしており、海外派遣保護庁という送り出し専門の部署が管理・監視していることから、送出機関を介さない制度設計になっている。インドネシア政府はIPKOL(日本でいうハローワークのようなインターネットシステム)に日本企業が登録して求人してほしい旨強く推奨されている。なお、同システムは、現在のところ英語とインドネシア語にしか対応していない。インドネシア政府としてマッチング状況について適切に管理したいことから、受入れ機関等に対し登録をするよう周知してほしいと言われている。
 - ・フィリピンについては、MOCは早期に締結出来たが、相手国内の海外労働手続が 12 月 4 日にようやく運用開始されたところ。フィリピン人を雇用する場合、まずは在京フィリピン大使館に相談いただき、日本側企業の登録手続を行うとともに、フィリピン人と雇用契約が結ばれた後、雇用されたフィリピン人にフィリピン政府が海外労働許可を交付するとの流れになるとされる。
 - ・中国とタイについては、署名に向けて最終的な準備・調整を進めているところ。ただ、相 手国内の送出手続が未整備である。中国の場合、労務合作条例というものがあり、日本の 受入れ機関は相手国の送出機関と求人のための契約を結び、その送出機関から人材を紹介 してもらい雇用契約を結ぶことになるとの規定があるとされている。送出手数料を含め詳 細は現在確認中。なお、中国の商務部は特定技能の運用に関してCHINCAという機関 に全面的に委託する見込み。
- ○また、出入国在留管理庁在留管理課から失踪者の取扱い、対策等についての説明があった。
 - ・特定技能外国人は、雇用契約が終了した場合や失踪先で新たに雇用契約を結んだ場合は、本人が入管に届出をする必要があるが、行わない場合には届出義務違反となる。また、特定技能の活動が正当な事由がなく3ヶ月以上行われていない場合には、在留資格の取消しの対象となり得る。また、許可を受けずに資格外活動を行った場合、退去強制の対象となり得ることに加え、罰則が適用されることもあり得る。
 - ・受入機関は、特定技能外国人が行方不明により特定技能の活動を継続する見込みが立たな

い状況が14日以上続く場合には、地方入管に「受入れ困難時の届出」を提出していただく必要がある。届出の不履行や虚偽内容の届出は罰則が適用されることもあるので御注意いただきたい。また、外国人の失踪が、賃金不払いや人権侵害行為など受入れ機関の責めに帰すべき事由によると認められる場合には、一定期間特定技能外国人の受入れが不可となることがある。また、事件や事故に巻き込まれて行方不明となった可能性もあるので、必要に応じて警察にも相談を行ってほしい。

- ・今回の特定技能制度では転職が可能となっていることから、日本人の離職防止対策と基本 的には同じような対策をすることがまずは重要と考える。賃金等の労働条件を中心とした 適正な処遇はもとより、居心地のよい職場環境づくりといった、まずは失踪を生じさせな い職場環境をしっかりと整えていただくことが重要ではないかと思う。
- ・また、「来日前に聞いていた仕事内容と違うことをさせられた。」といったことなどがないよう、業務内容・待遇等の説明を事前にしっかりと行っていただくことが必要。特定技能 外国人は、技能実習制度と同様に特定技能制度でも基本的に転職はできないものと思い込んで失踪してしまうケースも想定され得るので、在留資格の手続を取ることで転職は可能 である旨も事前にしっかりと説明いただければと思う。

(質問)

- ・中国について、技能実習は受入後も継続的に送り出し機関とのつながりがあるが、特定技能の場合は雇用した後は送り出し機関との関係はどうなるのか。
 - →特定技能についてはCHINCAが対応することとなるが、この機関が日本の受入れ機関にどのような手続きを求めてくるか、現在確認中である。
- ・失踪した者を雇うところがあるから失踪はなくならないと考えるが、雇った側に何か罰則 規定等はないのか
 - →特定技能制度は在留資格の手続を取ることで転職が可能な制度であり、単に失踪者を雇用するだけでは罰則の対象とはならない。ただし、雇用主が外国人に不法就労活動をさせる場合は刑事罰の対象となり得る。
- 2. 農業現場での外国人材の動向について【構成団体からの報告】

各団体から課題や要望等について報告があった。また、全国農業会議所から資料3について 説明があった。

全国農業協同組合中央会

- ・添付資料が多すぎるため事務作業が煩雑である。簡略化してほしい
 - →要望が多いことは承知しているが、技能実習の状況も踏まえ、外国人への人権侵害等を 防止し、適正な受入れを実現するためにも必要な書類を求めて確認しているところであ り、現時点で書類の簡素化は困難だが、施行状況を見つつ運用の見直しについては不断 に検討していきたい。
- ・在留カードにマイナンバーカードの機能を付与できるようにして欲しい。技能実習を修了 して帰国する際にマイナンバーカードが破棄されてしまうため、特定技能として来た外国 人がマイナンバーを再発行する際に手続きに時間がかかる。マイナンバーで管理できるよ うになれば、再度入国する際の手続きも簡略化できるのではないか。

- ・国家戦略特区における「特定活動」から「特定技能」への移行を検討しているところがあるが、他県で働く者に対して、評価調書を作成してもらうことが困難なケースがある。評価調書については、手続きが簡略化されたことは承知しているがそれでも作成してもらえず円滑な手続きが出来ないと言われている。
 - →評価調書を提出できない理由書に加え、評価調書の代替となり得る資料を準備いただい た上で、地方入管に相談いただければ適切に検討する。
- ・年金については10年間払わないと受給が出来ない。脱退一時金制度もあるが、全額は還付されない。このことが農家側にとってはコストとなるので負担がないようにしていただきたい。
 - →昨年末の社会保障審議会の年金部会にて、脱退一時金の支給上限年数について3年から 5年に見直すことについて提案されており、今後検討されていくと考えている。
- ・農業については、地域によっては年間を通しての受入れが困難となることから、例えば九州と北関東など気候の違う複数の地域での受入れを行うことが想定される。このような複数の地域で受け入れる際の円滑な手続きについて検討いただきたい。

日本農業法人協会

- ・関東、九州の60社から聞き取りを行ったが、やはり手続きの仕方がわからない、申請の ハードルが高いといった声があり、技能実習から特定技能への移行があまり選択されてい ない状況。
- ・法人協会は技能実習の監理団体になっているが、登録支援機関へは来春になることを目指している。ただ、どこまで書類作成に関わることが出来るかを整理する必要。
 - →提出書類の作成については、弁護士や行政書士以外の者が業として作成することは出来ないが、登録支援機関がアドバイス等の補助を行うことは可能。また、事前に地方入管に申請取次の承認届出を行っていただければ、本人に代わり登録支援機関が申請書や書類の提出等を行うことが出来るし、在留カードを受領することも可能。
- ・毎年、技能実習2号を修了する者が100人程度いるが4分の1くらいは3号へ移行している。このような動きが落ち着いてくれば、技能実習から特定技能への移行が進むと思われるが、技能実習を終えてない新規の外国人の受入れについては手つかずの状態。

全国農業会議所

- ・現時点で1月の試験の予約状況はフィリピンで23人、カンボジア9人、インドネシア2 8人となっている。これは制度の周知やテキストによる勉強が進み、受験体制が整ったことから申し込みが増えてきているのではと考える。
- ・国内試験については2月中から申し込みが開始出来るよう準備を進めているところ。試験 言語については、現在海外で実施している国の現地語で実施予定。

最後に、農林水産省就農・女性課から資料 4-1 から資料 7 までについて報告を行い、特段質問等はなく終了した。